

農地の原形を変更したい方へ

日南市農業委員会

日南市農業委員会では農地を適正に管理していただくために、「農地原形変更に関する指導要綱」(以下「要綱」という。)を定めています。

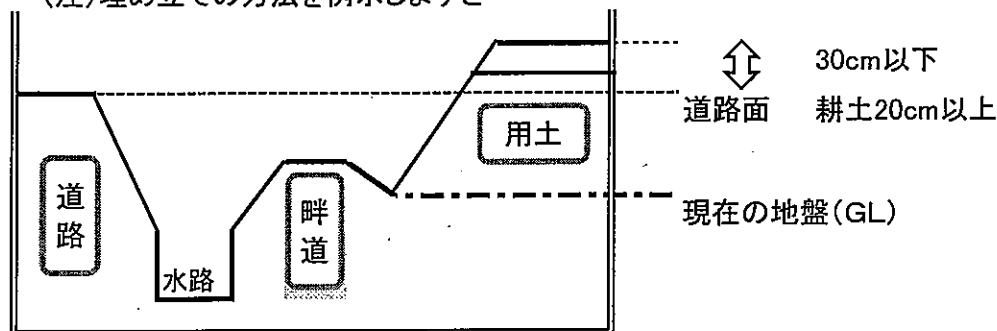
水田を畑地に転換したり、畑地を造成して新たな畑地とする場合等には、届出をしなければならない。

この届出は、下記の制約がありますので、すべてご承知していただくようであれば、「農地原形変更届出書」をご提出ください。

記

1. 農地の原形を変更しようとする場合、次の事項のすべてに適合するものでなければなりません。
 - (1) 農地から他の用途への転用目的でないこと。
 - (注) 埋め立て用とする水田に、近い将来家を建てようとする計画があり、とりあえず畑地への埋め立てをしておこうとすることは、「他の用途への転換目的である」と見なされますから埋め立て(変更)は認められません。
 - (2) 農地の現況の土質、地形、水利が耕作に適さない状況にあること。
 - (3) 農地原形変更施工後に、営農上改善が認められること。
 - (4) 農地原形変更施工について、隣接地(農地以外も含む)の所有者又は耕作者の同意が得られること。
2. 施工基準は次のとおりですので、これが守られないと農地原形変更は認められません。
 - (1) カサ上げの限度は、耕土を含めて付近の道路面(農道を含む)やあぜ道、宅地等の面から上30cm以下とする。
 - (2) 切土の場合は、その施工が将来に渡り隣接地に被害を与えないものであること。
 - (3) 耕土は20cm以上を確保することとし、コブシ大以上のレキが含まれてないものを用いること。
 - (4) 埋め立てには廃棄物等を使用しないこと。
 - (5) 用排水路の保護、管理ができるよう法面工事等が適切に実施されるものであること。
 - (6) 隣接地に支障を及ぼさないこと。
 - (7) 上記に揚げるもののほか、農業委員会の指示に従うこと。

(注) 埋め立ての方法を例示しますと



3. 施工が完了後は、速やかに報告書を農業委員会に提出していただきます。農業委員会では届出書のとおり施行されているかどうかを調査を行います。

(注) 届出書とおりに施工されていないと、原状回復、その他違反を是正するために必要な措置がとられますのでご注意ください。

※その他わかりにくい点がありましたら、農業委員又は農業委員会事務局
(Tel 31-1148)までお尋ねください。